

新旧対照表

安曇野市学校支援地域本部事業実施要綱（平成21年安曇野市教育委員会告示第3号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(任務)</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 学習支援活動に関すること。</p> <p>(2) 総合的な学習、<u>読書活動</u>に関すること。</p> <p>(3) 児童及び生徒の登下校の安全確保に関すること。</p> <p>(4) 学校内の環境整備に関すること。</p> <p>(5) 学校における課外活動及び部活動の支援に関すること。</p> <p>(6) 不登校児童生徒、障害児、外国人児童生徒等の支援に関すること。</p> <p>(7) 事業の評価、学校への普及啓発に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援に関すること。</p> <p>(地域教育協議会)</p> <p>第5条 地域教育協議会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 学校の教育活動その他学校運営全般についての<u>評価に関すること。</u></p> <p>(2) 学校支援ボランティア事業の<u>確認に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校安全に関すること。</u></p> <p>2 地域教育協議会は、<u>地域ごとに</u>委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校関係者</p> <p>(2) 区長代表者</p> <p>(3) <u>地域コーディネーター</u></p> <p>(4) P T A代表者</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認めた者</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 本部は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 学習支援活動に関すること。</p> <p>(2) 総合的な学習、<u>図書活動</u>に関すること。</p> <p>(3) 児童及び生徒の登下校の安全確保に関すること。</p> <p>(4) 学校内の環境整備に関すること。</p> <p>(5) 学校における課外活動及び部活動の支援に関すること。</p> <p>(6) 不登校児童生徒、障害児、外国人児童生徒等の支援に関すること。</p> <p>(7) 事業の評価、学校への普及啓発に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援に関すること。</p> <p>(地域教育協議会)</p> <p>第5条 地域教育協議会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 学校の教育活動その他学校運営全般についての評価</p> <p>(2) 学校支援ボランティア事業の確認</p> <p>2 地域教育協議会は、委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会 が委嘱する。</p> <p>(1) 学校関係者</p> <p>(2) <u>各地域</u>区長代表者</p> <p>(3) <u>各地域代表者</u></p> <p>(4) P T A代表者</p> <p>(5) その他教育委員会が必要と認めた者</p>